防府都市計画地区計画の決定（防府市決定）

防府都市計画鐘紡町地区地区計画を次のように決定する。

１地区計画の方針

名　　称		鐘紡町地区地区計画
位　　置		防府市鐘紡町の一部
面　　積		約　５．２ ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、防府市の中心地より東南約１．６ｋｍに位置し、南部海岸工業地帯の工場群に隣接しており、また、重要港湾三田尻港の後背地にあるため、陸・海交通の利便性に恵まれた地区である。 当地区は、防府市新総合計画第二次基本計画において、工業地域ゾーンとして位置づけられていることから工業系の土地利用の推進を図ることとされている。 ここに、工場拡張計画が進められているため、用途地域から工業専用地域へ変更し、西グランドや周辺工場群と一体となった工業地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	工業地としての計画的な発展を図るため、隣接する既存の工業団地と一体となるよう、工業専用街区の形成を進めるとともに、工場敷地に緑地やグランド等を確保し、周辺地域に著しい影響を及ぼすことのない緑に恵まれた良好な生産環境を形成する。
	地区施設の整備方針	地区施設として、地区の西側を通過する主要地方道防府環状線沿いに緑地を配置し、その機能維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な工業生産環境を創出し保持するため、Ａ地区、Ｂ地区に建築物の用途の制限、及び敷地面積の最低限度の制限を行う。

２地区整備計画

<table>
<tr><td rowspan="7">地区整備計画</td><td colspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td>緑地</td><td>幅員　W＝２５ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区の細区分</td><td>Ａ　地　区</td><td>Ｂ　地　区</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区の面積</td><td>約　４．１ha</td><td>約　１．１ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">建築物の用途の制限</td><td colspan="2">地区内に建築してはならない建築物</td></tr>
<tr><td>次の各号に掲げる事業を営む工場
１　火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）の火薬類（玩具火薬を除く。）の製造
２　消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）
３　マッチの製造
４　ニトロセルロースの製造
５　可燃性ガスの製造
６　圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）
７　製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
８　製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
９　動物の臓器又は排泄物を原料とする医薬品の製造</td><td>次の各号に掲げる事業を営む工場
１　Ａ地区に掲げるもの
２　金属の溶解又は精錬（容量の合計が５０ℓ リットルを超えないるつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものは除く。）
３　炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕
４　金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものは除く。）びょう打ち作業又は孔埋作業を伴うもの
５　鉄釘類又は鋼球の製造
６　伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が４キロワットを超える原動機を使用するもの
７　鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="2">３，０００㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　考</td><td colspan="2">工場敷地内に確保すべき緑地は２５％以上とする。</td></tr>
</table>

「区域、地区の細区分は計画図表示のとおり」

防府都市計画地区計画　位置図

（鐘紡町地区）

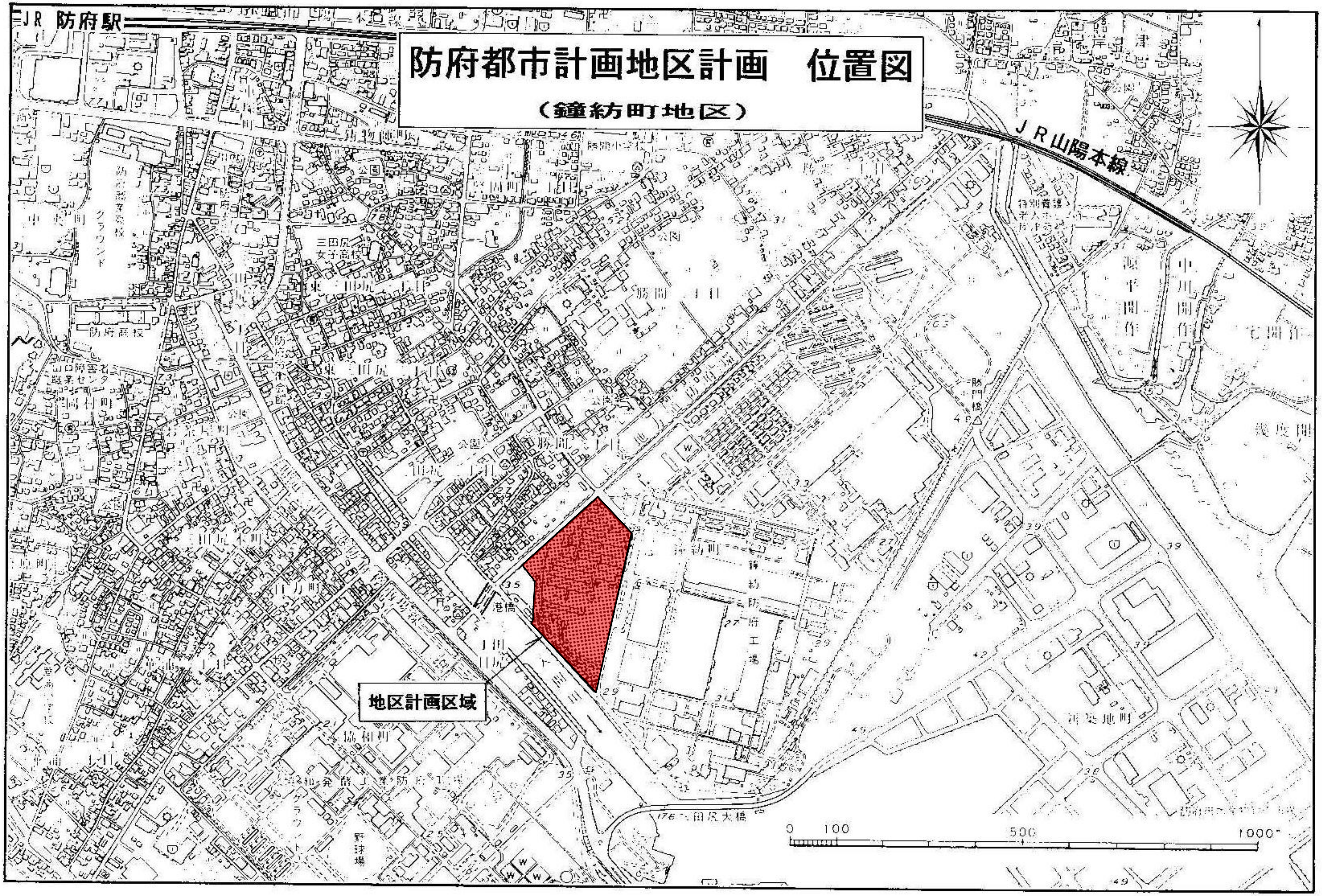

鐘紡町地区 地区計画図

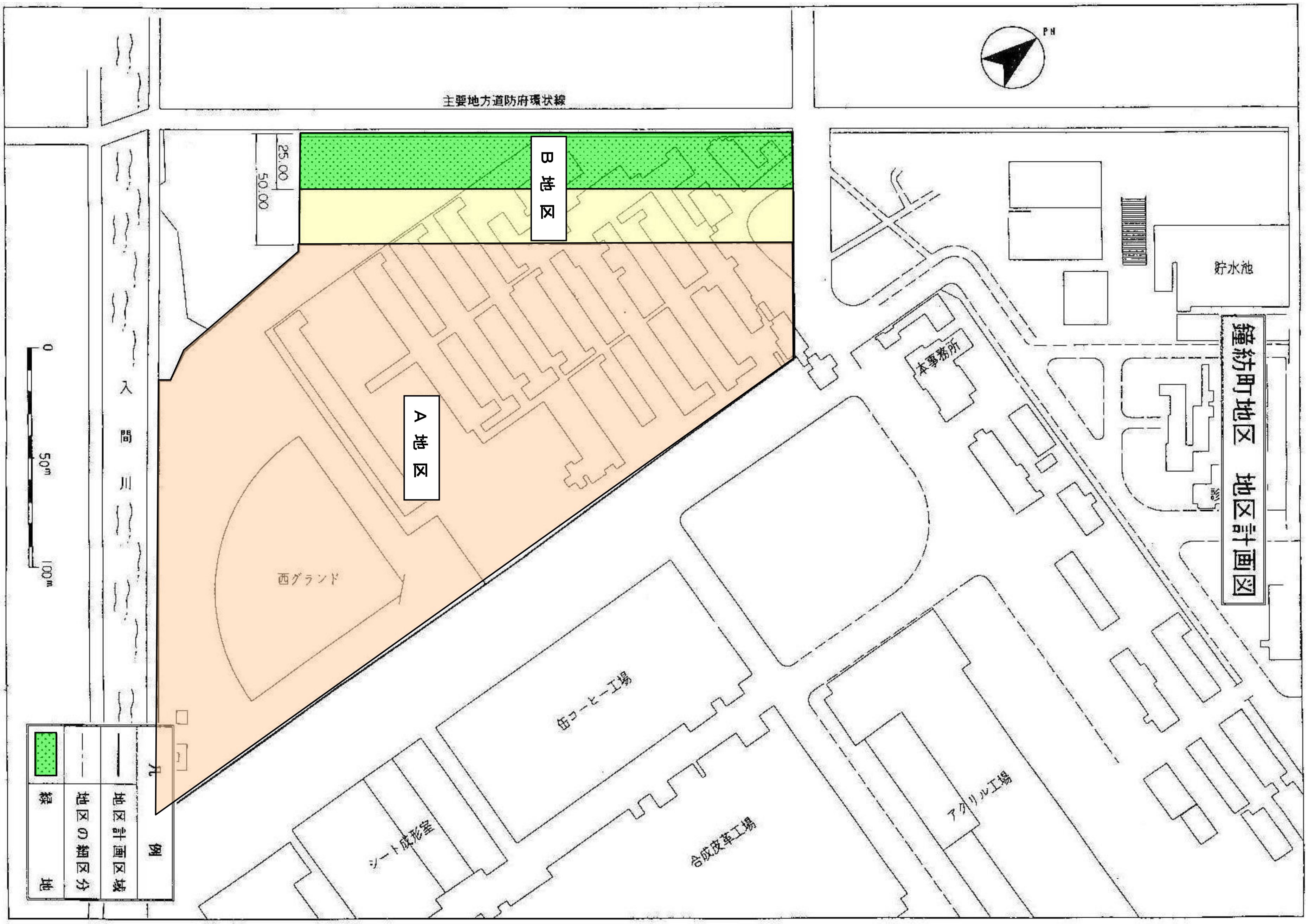
主要地方道防府環状線
PN
B 地 区
A 地 区
25.00
50.00
入間川
0
50m
100m
西グランド
貯水池
本事務所
缶コーヒー工場
シート成形室
合成皮革工場
アクリル工場
凡例
地区計画区域
地区の細区分
緑地